

	食品安全関係府省緊急時対応基本要綱	食品による危害に関する緊急時対応基本要綱
定義	緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、 ① 被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案 ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案 ③ ①又は②に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案	緊急事態とは、被害が重大又は広域である事案その他社会的反響が大きい事案など、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案であり、<u>かつ事案の性質が明らかでない事案</u>（以下「重要事案」という。）について、消費者の安全の確保の観点から、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事態とする。 （※）これまでに本要綱で対応した事例は、 ・清涼飲料水への異物混入事例 など。
関係府省	○ 食品安全委員会 ○ 厚生労働省 ○ 農林水産省 ○ 環境省 ○ その他食品の安全性確保に関するリスク管理を行う行政機関	○ 内閣府国民生活局 ○ 食品安全委員会 ○ 厚生労働省 ○ 農林水産省 ○ 文部科学省 ○ その他必要に応じて追加 食品危害情報総括官を置く
緊急事態等への対応	関係府省 ↓ 食品安全委員会（委員長） ↓（委員長が食品安全担当大臣への報告が必要と認める場合） 食品安全担当大臣 ↓（閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合） 緊急対策本部設置に係る関係府省との緊急協議の実施 ↓ 緊急対策本部設置 （本部事務局：食品安全委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当）	重要事案を認知した関係府省 （食品危害情報総括官） ↓ 内閣府国民生活局 ↓ 内閣府特命担当大臣（国民生活） ↓（緊急事態に該当する場合） 臨時食品危害情報総括官会議の開催 （食品危害情報総括官会議事務局：国民生活局が関係府省の協力を得て担当）